



空き家対策

株式会社サイネックス

祖父宅を
相続しました

相続した
空き家を
上手にいかす
方法を
教えるワン！

管理するのにお金も手間も
かかり
そうだし

手続きとか
難しそうね

正直言って
もてあましています...



はちくん くはち



転勤・相続・長期療養など

空き家・留守宅で
お困りの方



空き家管理はもちろん
売却・賃貸・リフォームなど
あらゆるお悩みを解決いたします!!

人が住まなくなった家は劣化が進みます。
資産価値維持のためにも、定期的に管理していくことが大切です。

相続した実家が空き家になっているけど、遠くて通えない・・・
定期的に換気や通水などのお手入れを頼めたらいいな・・・
そんなことを思ったことはございませんか？

どんな物件でもお気軽にご相談ください。

ご相談
お申込み

TEL 0186-59-4701

日本空き家サポート提携 空き家サポーター

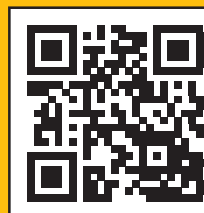


株式会社

不動産売買・
賃貸・管理

リブエス

詳細は
WEBへ
アクセス



営業時間：9:00～18:00

定休日 / 水曜日・祝日

FAX 0186-59-4702

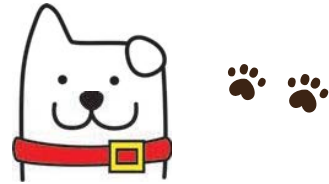
大館市中道一丁目4番18号

<https://www.liv-estate.jp/>

E-mail : liv-estate@liv-estate.com



もくじ | Contents |



- 「空き家」
放置していませんか？ …… 2
- 空き家について
考えてみましょう！ …… 4
- 空き家にしないためには … 6
- 空き家を所有
することになったら …… 7
- 空き家を管理
する場合には …… 8
- 空き家を管理
できない場合には …… 10
- 売却のこと …… 12
- 賃貸のこと …… 13
- 解体のこと …… 14
- 大館市補助金について … 15
- 空き家バンク …… 16



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

大館市 空き家対策

令和5年6月発行

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

発行／制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 青森支店
〒030-0861 青森県青森市長島2-1-5
TEL.017-775-3623

※掲載している広告は、令和5年5月現在の情報です。

広 告

あなたの知識・経験・技能を
活かしませんか？

会員募集中

シルバー人材センター会員は生涯現役です！

『原則60歳以上の方』で『健康で働く意欲のある方』

- サービス分野
空き家管理、お墓管理など
- 受付対応分野
各種施設受付など
- 技能を要する分野
剪定、障子、大工など
- 屋内外の軽作業分野
草刈り、除草など
- 事務系分野
筆耕、調査など
- 派遣分野(シルバー派遣事業)
工場内作業、発掘作業など

お気軽に
お問合せ
ください



きつとあなたの力が
活かされます。

ホームページもご覧ください。

<https://webc.sjc.ne.jp/odate/index>

公益社団法人 大館市シルバー人材センター

(公社)大館市シルバー人材センター

〒017-0805 大館市字扇田道下6-10
電話 0186-49-4088 FAX 0186-49-1579

「空き家」放置していませんか？

空き家とは …家主の不在が常態化しており、住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

🏠 どうして…空き家放置のリスク

市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「**大館市空家等対策計画**」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。



広 告




個人宅からアパート・大型駐車場まで
除雪予約受付中!!
 お見積り致しますのでお気軽にお問い合わせ下さい!!

各種販売中!! ●育苗用黒土 ●花壇用通し土 ●碎石 ●山砂

大型ダンプ運転手・除雪オペレーター 随時募集中!!
 — やる気のある方は下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。 —



有限会社 岩澤建材

代表取締役 岩澤 誠

秋田県大館市柄沢字大沢山5-36 TEL 0186-42-3496 FAX 0186-42-4086






その他にも…

景観悪化や苦情

長時間の放置は、街並の調和を乱し近隣に迷惑をかける恐れがあります。

近隣とのトラブルを避けるためにも、適正な管理は欠かせません。

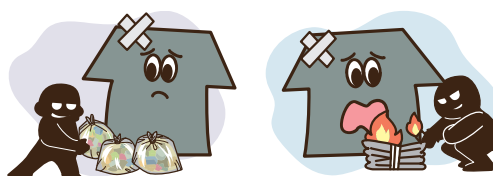


悪質な

犯罪の誘発

放火による火災や不法侵入・不法投棄などが懸念されます。

また、空き家出火の原因は、ほとんどが放火によるものと言われています。



管理不全な空き家の問題点と解決方法

①不審者が侵入する

不審者が侵入することで、犯罪の温床となってしまうたり、建物に放火されてしまうといった危険があります。玄関や窓の施錠の確認など定期的な見回りが必要です。

②ゴミを捨てられる

ゴミを捨てられることにより異臭が発生し、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。定期的な見回りが必要です。

③動物や害虫のすみかになる

動物や害虫がすみつくと、建物にはシロアリなどの被害が出たり、動物の糞や死骸などにより、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。玄関や窓の確認、敷地内の管理などの定期的な見回りが必要です。

④屋根瓦や窓ガラスが落下して、通行人などにケガをさせてしまう

老朽化による建物の倒壊、建材などの飛散

建材が風などで落下し、周辺の建物や通行人等にケガをさせてしまうと、損害賠償を請求されるおそれがあります。定期的な見回りを行い、破損等を発見した場合には、補修をするなど適切な管理が必要です。



⑤樹木や雑草が生い茂り、隣地や道路へはみ出し、通行などの障害となっている

隣地へ樹木などがはみ出すと、周辺住民へ迷惑をかけてしまったり、道路へはみ出すと見通しが悪くなるなど、通行へ支障をきたしてしまうおそれがあります。定期的な見回りを行い、特に樹木が成長する夏の時期は、手入れをするなどの適切な管理が必要です。

広告



誠意と技術で創る

株式会社 いとだ設備サービス

工物品目

- ◇ 電気工事 ◇ 給排水衛生工事
- ◇ 空調設備 ◇ 住宅リフォーム工事等

〒017-0871 大館市片山字浮島93-1

Tel:0186-49-2612 Fax:0186-49-2417

アパート・貸家・中古住宅・リフォーム・土地



Aアップ 住まいのご相談

あべ宅建企画

宅建免許証番号 秋田県知事(5)第1882号

大館市御成町3丁目3-15
(いとく大館SC向い)

TEL 0186-42-6466

FAX 0186-42-6467

営業時間 9:00～17:00

<http://www.abetakken.com/>

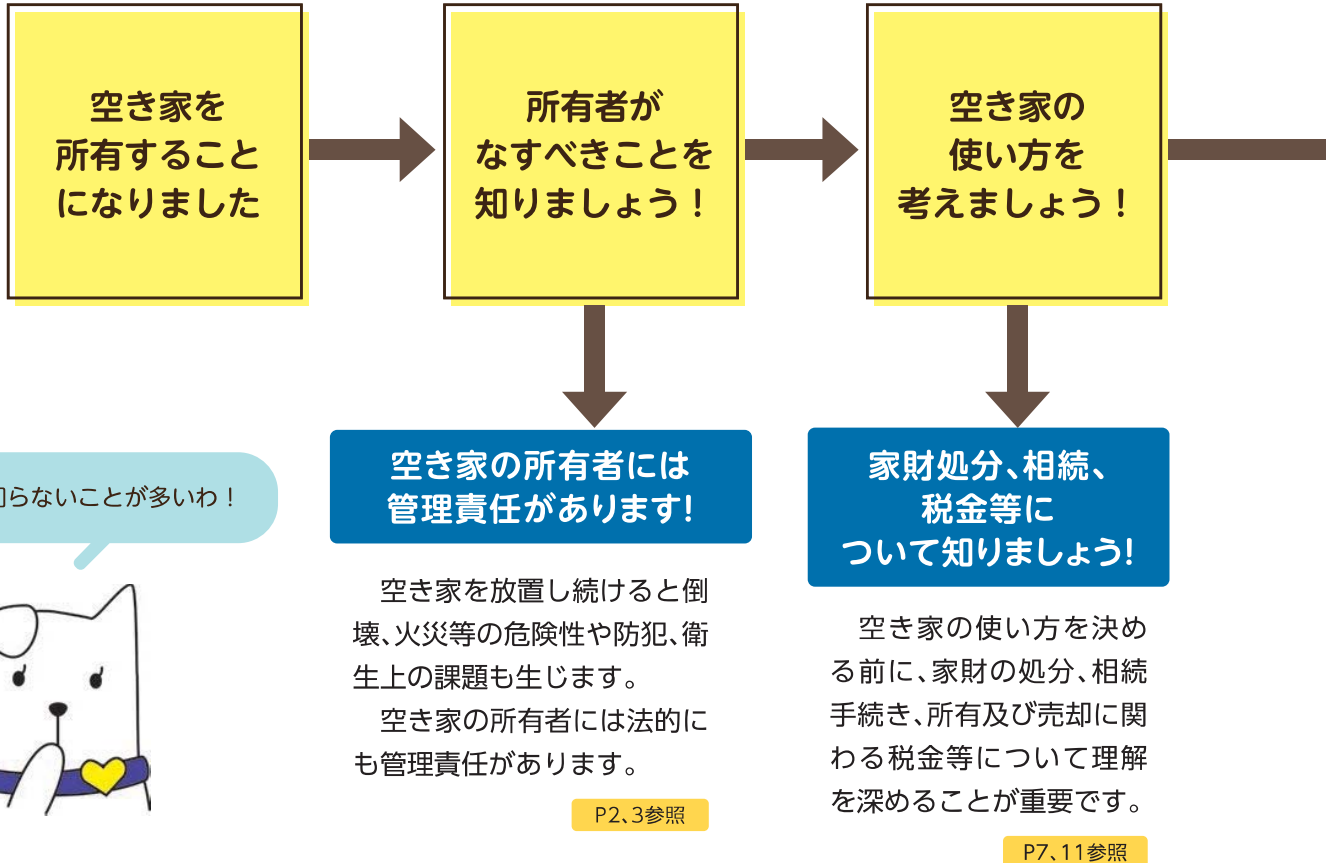
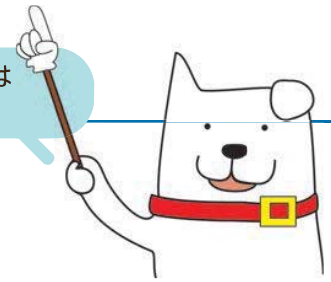


空き家について考えてみましょう！



空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは
何ですワン？



広告

— 限りある資源を大切に —

家庭ごみ

事業系ゴミ収集(可燃、不燃)

粗大

廃家電

鉄屑

紙類

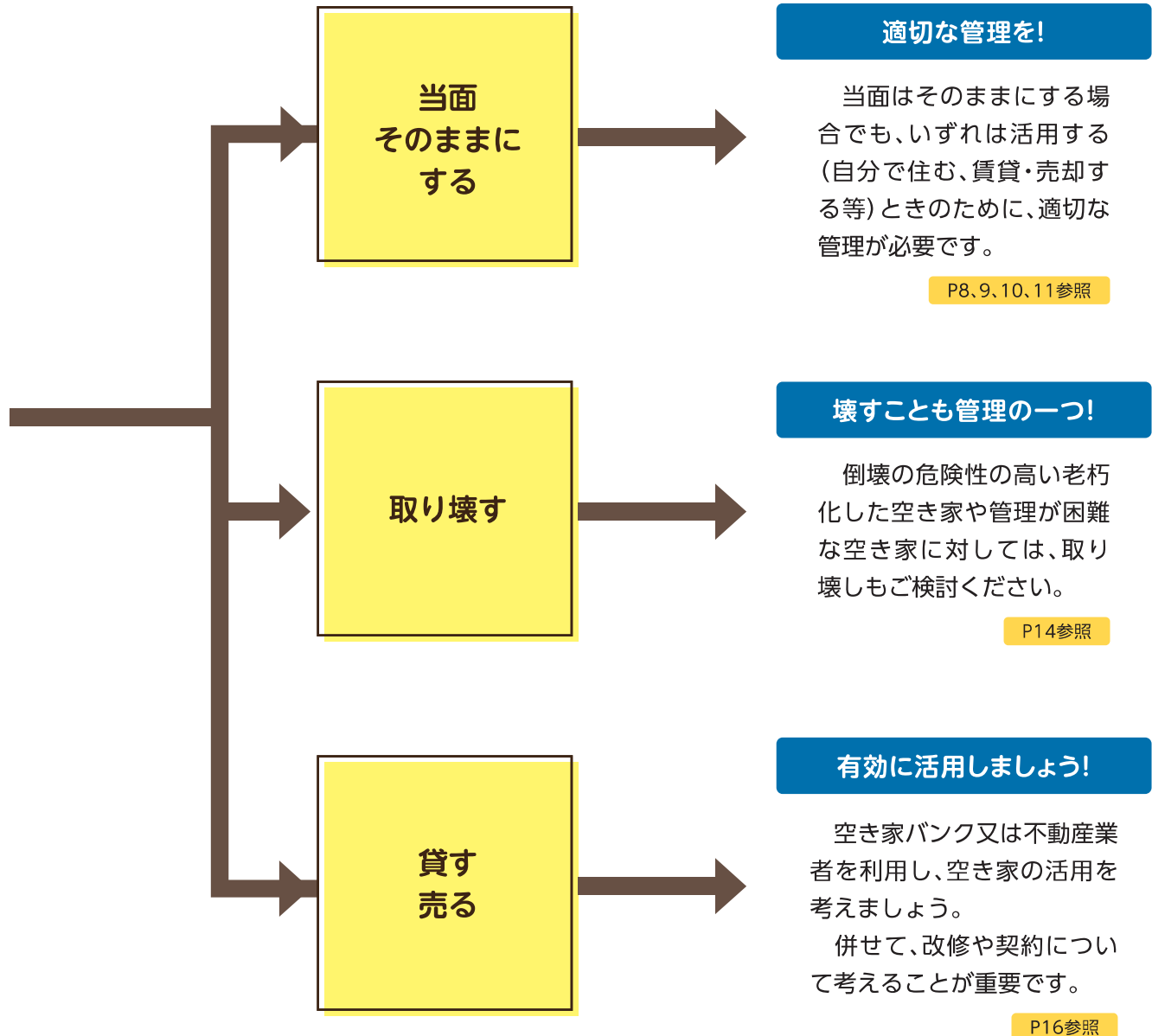
非鉄 (アルミ、ステン
銅・買い取り)

株式会社 近江商店

◆営業時間 8:00~17:00

◆定休日 土、日

大館市水門町7-38 TEL:0186-42-7360 FAX:0186-42-7362



広 告

土木工事・舗装工事・とび、土工、コンクリート工事
解体工事・産業廃棄物収集運搬・除排雪



土木工事一式・舗装工事
秋田県知事許可(般-3) 第81618号
産業廃棄物収集運搬業許可 第00501193580号

 株式会社 **三浦土木興業**

代表取締役 三浦 朗
専務取締役 三浦 智

〒018-3501 秋田県大館市岩瀬向赤川 2 3 - 1
TEL : 0186-54-2370 FAX : 0186-57-8090
携 帯 : 090-8258-7647 (専務)



水廻りの快適リフォーム専門店

有限会社 **木次谷設備**

本社：大館市葛原字屋布後 66-1
☎52-3126 FAX52-3226

中央営業所：小館花字荻野台 4-11
☎42-4224

E-mail : kijiya@mte.biglobe.ne.jp

空き家にしないためには

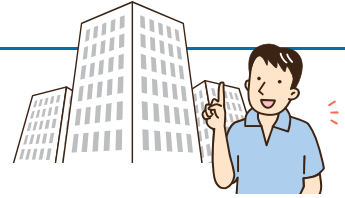
どのように次世代に引き継ぐか考えよう。



現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

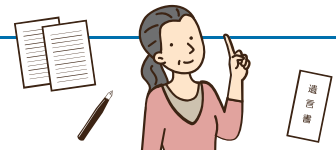
所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



意思表示をしておこう。

誰に家を引き継いでもらいたいか意思表示をしておきましょう。残された家族が相続で悩んだり、争うことがないよう、家族と話し合いを進めておきましょう。

また、相続人がいない場合には、遺言書によりお世話になった人へ資産を遺すことも可能です。



困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。



空き家に関する相談窓口

空き家に関する相談への対応

空き家に関する相談は、「利活用」と「適切な管理」に対応します。特に、空き家の利活用の観点から、売買、賃貸の相談を受ける体制を構築し、空き家バンクへの登録を促します。また、管理不全の空き家の相談内容は多岐にわたることから、庁内の関係課と連携し、対応します。

相談窓口

総務部危機管理課危機管理係 TEL 0186-43-7100



空き家を所有することになったら

相続登記をしよう。

親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょ。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順①



必要な情報を収集しよう。

- ・固定資産全部証明書(名寄帳)等を取得→各市町村にて
- ・相続人確定のための戸籍を取得→本籍地の市町村にて
- ・空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得→法務局にて

手順③



申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

手順②



相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行います。遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所に遺産分割調停により解決を図る方法もあります。

手順④



法務局の審査を経て、問題無ければ相続登記が完了します。

相続はどうなるの?(法定相続について)

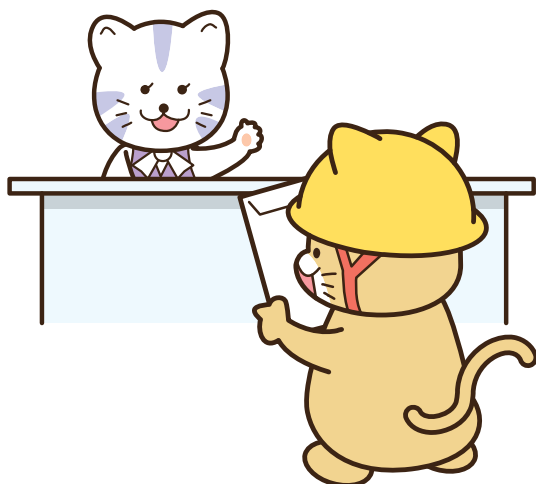
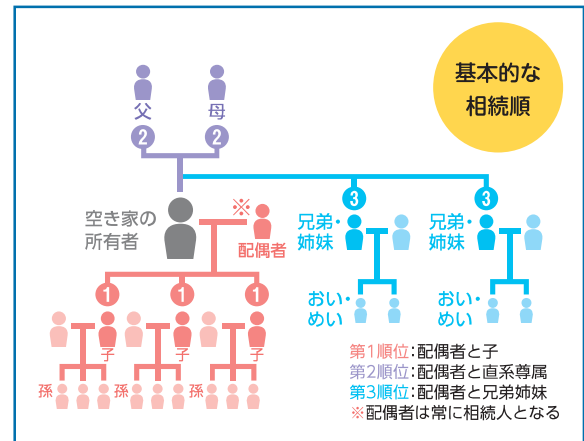
基本的な相続の順番は、右図のようになります(法定相続)。

遺産は、先ず第1順位の相続人に相続権があり、子がない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

- ・相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- ・遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければなりません。

正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。



広告

相続した「空き家」を売却するには
相続登記が必要になります。

不動産登記(相続・売買)
商業登記(会社設立・変更)

お気軽にご相談ください。

司法書士
柳沢吉夫事務所

大館市字裏町17番地

☎0186-57-8311

空き家を管理する場合には

近隣に迷惑をかけないようにしよう。

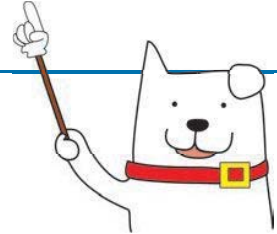


空き家は定期的な点検と管理が大切です!

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度ですできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	
内部	通風・換気(60分程度)	すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 換気扇の運転	建物を傷めないためには、 できるだけ頻繁に行いま しょう
	通水(3分程度)	各蛇口の通水 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよ う念入りに行いましょう
	敷地内清掃	敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	草取り、越境している枝やツルの剪定 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	すべての部屋に雨漏りがないかチェック	大雨や台風、地震のあとは 必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	建物に傷んでいるところはないかチェック	
	設備の傷み	水漏れなどがないかチェック	

※点検は次頁のチェックシートも参考にしてください。

広 告

水まわりのトラブル・悩み
お気軽にご相談ください。

大館市・北秋田市上下水道工事指定店

AJ 有限会社 浅利住設

〒017-0046
大館市清水5丁目8-15
TEL (0186) 43-1550
FAX (0186) 43-1553

空き家の傷み具合チェックシート

外部まわり

屋根

・屋根材の異状
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)

軒裏

・軒材の異状
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)

雨とい

・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ

窓・出入口ドア

・ガラス、建付けの異状
(割れ、ヒビ、開閉の不具合、傾き、施錠の不具合)

バルコニー

・床材、手すりの異状
(破れ、虫食い、腐朽、反り、たわみ、さび、ぐらつき)

外壁

・外壁材の異状
(汚れ、色あせ、さび、苔、ハガレ、ヒビ)

擁壁

・水抜き穴の詰まりの有無
・ひび割れの有無
・目地の開きの有無

塀

・塀の異状(汚れ、傾き、崩れ)

家まわり

・樹木、雑草の繁茂
・害虫、害獣の発生

土台・基礎

・基礎、土台の異状
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、虫食い、蟻道)

内部・設備

天井

・天井材の異状
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)

壁

・壁材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)

床

・床材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ、傾き)

室内ドア・障子

・建付けの異状(開閉の不具合、傾き)

設備

・給水、排水の不具合
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)



定期的に
点検
しましょう

広 告

地域の皆さまとともに…

塗装・吹付・防水工事

株式会社 協働塗装

TEL 0186-42-5506

FAX 0186-49-7009

秋田県大館市柄沢字柄沢26番地

空き家を管理できない場合には 空き家の売却、賃貸、解体を検討しよう。

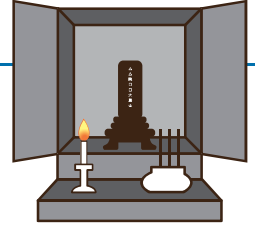
今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸、解体などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。



売却・賃貸の準備

家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。



売却・賃貸の検討

不動産業者に相談しよう。

●売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

●賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P6参照



売却・賃貸が困難な場合

解体を検討しよう。

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P6参照



空き家や空き地を譲渡した場合の税制優遇

①空き家の譲渡所得の3,000万円控除

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。※税務署で控除の申告をする前に、「被相続人居住用家屋等確認書」の申請が必要です。申請の窓口は、市役所の危機管理課になります。

②低未利用土地等の譲渡所得の100万円控除

空き家や空き地、空き店舗などの属する土地で500万円を超えない範囲の価格で売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から100万円が控除されます。※税務署で控除の申告をする前に、「低未利用土地等確認書」の申請が必要です。申請の窓口は、市役所の都市計画課都市整備係になります。

空き家に関する相談窓口 P6参照

広告

相続

に関するあなたのお悩みを
相続支援コンサルタントのいる
ホテヤ不動産がサポートします！

認知症になると
不動産売却が
難しくなる

不動産は
相続で
分けづらい

現金がないと
相続税を
支払えない

遺された
家族が争って
バラバラに

いちど考えて
みませんか？



大切な家のこと
お金のこと

専門家があなたのお悩みを解決します！

- 弁護士
- 税理士
- 司法書士
- 不動産鑑定士
- 土地家屋調査士
- 保険会社
- 建設会社



ホテヤ不動産
相続支援コンサルタント



お客様

ご予約
お問い合わせ

(有)ホテヤ不動産 ☎0186-43-1717

〒017-0893 秋田県大館市宇柱城34番地 FAX 0186-43-1718 MAIL info@hoteya.com

平日
9時～18時

🏠 売却・賃貸のヒント

- **どこの不動産業者に相談すればよいかわからない場合には？**

空き家周辺の地元不動産業者に相談してみても…

- **売却するのに費用負担が難しい場合には？**

解体費や測量費などを含む売却を不動産業者に相談してみても…

- **狭小土地や接道不良土地で売却が難しい場合には？**

隣の家に買ってもらえないか提案してみても…

- **空き家所有者が認知症の場合には？**

成年後見制度の利用を検討してみても…

- **借地で空き家が売却できない場合には？**

借地契約を延長して賃貸を検討してみても…

- **古くて貸せるか悩んでいる場合には？**

固定資産税相当分の家賃で賃貸できないか不動産業者に相談してみても…

- **耐震改修済み、リフォーム済みをアピールする場合には？**

建物状況調査を実施し、安心R住宅※として売却を検討してみても…

※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅（中古住宅）のマイナスイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する仕組みです。



相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣（窓口は法務局）の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。

申請・問い合わせ先：秋田地方法務局 登記部門 TEL:018-862-6531



空き家のよろず相談窓口 NPO法人 あき活Lab

相談無料

空き家のお悩み、まずはご相談ください。解決に向けて一歩ずつ進んでいきましょう！



空き家を相続したんだけど、まずは何から手をつけたらいいんだろう…

空き家の所有者



古民家を探してるんだけど、なかなか見つからないな…

使い手

NPO法人あき活ラボ
空き家関連の専門家集団
空き家のよろず相談窓口

相談 ↑

↓ サポート・マッチング

空き家の所有者・
空き家を探している人



賃貸



譲渡



解体



利活用



リフォーム



物件紹介

ご相談の際は事前にご予約ください

NPO法人あき活ラボ <https://akilab.org>
〒017-0893 秋田県大館市字桂城29 明星ビル3階
TEL:0186-42-1156 E-mail:akilab.npo@gmail.com



売却のこと

メリットは?デメリットは?どう売るとの~?



メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避



デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性



専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)

所有者

不動産業者



① まずは不動産業者に相談

売却条件をざっくりばらんに相談



② 物件調査

売却予定物件を調査します



④ 媒介契約の締結

売却を依頼します



⑤ 広告

販売活動を行います



⑥ 売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します



⑧ 売却

売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します



⑦ 売買契約の締結

契約条件など合意ができれば契約

売買不動産募集!!

秋田県宅地建物取引業協会 秋田県知事(8)第1457号



建設業・一級建築士事務所・賃貸不動産管理業・不動産コンサルティング

株式会社イトウビルド

ITO BUILD 〒017-0884 秋田県大館市字土飛山下26-1
(市営田町球場向い)

TEL 0186-42-4545 FAX 0186-42-8585
http://www.itobuild.co.jp

相談

無料査定

仲介

- 相続した宅地や建物を処分したい
- 不要な空き家、空き地を売りたい
- 建物を空き家バンクに登録したい
- アパートや貸家などを手放したい

賃貸のこと

メリットは?デメリットは?どう貸すの~?

🏠 メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる



🏠 デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる



専門家が一緒に考えます(相談から賃貸までの流れのイメージ)

所有者

不動産業者

建築士等



① まずは不動産業者に相談

物件の調査も行います



② 物件調査(リフォームする場合)

▶リフォームを行わない場合は④へ

- ・賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- ・計画が決まれば、見積書を作成



③ リフォーム

見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼



④ 媒介契約の締結

賃貸の仲介を依頼します



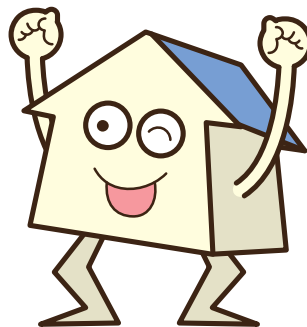
⑤ 賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により入居者と契約



⑥ 賃貸開始

所有者が、建物と入居者を管理するのか?
不動産業者をお願いするのか?
相談してください



解体のこと

空き家の解体のメリットは?デメリットは?

🏠 メリット

- ・土地を売却しやすくなる
- ・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・維持管理にかかる手間とお金が不要



🏠 デメリット

- ・解体経費が必要となる
- ・固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- ・解体した土地に再建築できない場合がある



解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。

解体後の土地利用も一緒に考えます



専門家が一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)

所有者

建築士等



① まずは解体業者に相談

見積り依頼を行います



② 物件調査

現地調査します

③ 見積り

調査結果に基づき、見積書を作成します



⑥ 建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡。衣類や家具などの移動や処分

⑦ 近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されるとよいでしょう。(解体業者が代行される場合もあります)



④ 解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し契約します



⑧ 解体

工事完了。現地確認し、工事代金を支払います。



⑤ 工事準備

施行計画や近隣対策などを行います



解体した建物は、滅失登記をしましょう

広告

～ 創造夢 ～ 土木解体工事、下水、ほ装工事

YA 有限会社 ヤナギサワ

代表取締役 柳沢 誠

TEL: 0186-42-7063 FAX: 0186-42-7202

大館市字松館71番地1

E-mail: yanagisawa723@iaa.itkeeper.ne.jp

大館市補助金について



危険空家等解体撤去費を助成します

市では、安心して安全なまちづくりを推進するため、倒壊などの恐れがある危険な空き家を解体撤去する方に、解体撤去費用の一部を助成します。

補助上限額50万円

対象空家等

- ・特定空家等に該当する建物
- ・市内にあり、一年以上使用されていない建物
- ・個人が所有する(法人所有は不可)居住の用としていた建物

対象者

- ・登記事項証明書に記載されているかた、またはその相続人

補助要件

- ・市税等に滞納がないこと
- ・抵当権者や権利者から同意を得ていること
- ・解体後1年以内に当該地を家族以外へ譲与や譲渡、賃貸しないこと
- ・解体後1年以内に当該土地へ建て替えないこと

対象工事

- ・対象空家等の全部を解体する工事
- ・他の補助金の交付を受けない工事
- ・補助金交付決定後に着手し、交付申請した年度の3月31日までに完了する工事

対象経費

- ・解体撤去工事の工事費(家財の処分費除く)
- ・解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬及び処分費

補助額

- ・補助対象経費の1/2(上限50万円)

申請の際は、建物の危険度判定が必要となりますので、事前に危機管理課へお問い合わせください。

お問い合わせ

大館市役所 総務部 危機管理課 ☎0186-43-7100



老朽空家等解体撤去費を助成します

市では、安心して住み続けられるまちづくりを推進するため、経年劣化等により周囲に危険性のある老朽空家等を解体撤去する方に、解体撤去費用の一部を助成します。

補助上限額25万円

対象空家等

- ・大館市都市再興基本計画に定める居住誘導区域内、または国道及び県道に接し、一年以上使用されていない建物
- ・昭和56年5月31日以前に建設された旧耐震基準の建物
- ・個人が所有する(法人所有は不可)居住の用としていた専用住宅及び併用住宅
- ・空家等老朽基準判定で50点以上100点未満の建物

対象者

- ・登記事項証明書に記載されているかた、またはその相続人

補助要件

- ・市税等に未納がないこと
- ・5年以内に補助金を受けていない建築物であること
- ・抵当権者や権利者から同意を得ていること
- ・解体後の跡地に3年間は、所有者、相続人、これら三親等以内の親族が建て替え、または駐車場経営をしないこと

対象工事

- ・対象空家等及び敷地内の工作物等の全部を解体・撤去する工事
- ・他の補助金の交付を受けない工事
- ・補助金交付決定後に着手し、交付申請した年度の3月31日までに完了する工事

対象経費

- ・解体撤去工事の工事費(家財及び事業用資産の処分費除く)
- ・解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬及び処分費

補助額

- ・補助対象経費の1/4(上限25万円)

申請の際は、空家等老朽基準判定が必要となりますので、事前に危機管理課へお問い合わせください。

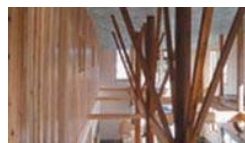
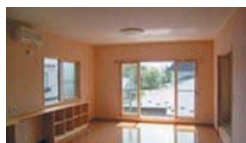
お問い合わせ

大館市役所 総務部 危機管理課 ☎0186-43-7100

広告

人にやさしい住まい 木造の魅力を最大限に生かす会社

新築・リフォーム ご相談ください



木造建築 設計・施工

有限会社 石川建築



携帯から
アクセス



大館市清水1丁目5-4 TEL: 0186-42-2065 FAX: 0186-42-1943 E-mail: iijutaku@waltz.ocn.ne.jp

空き家バンク

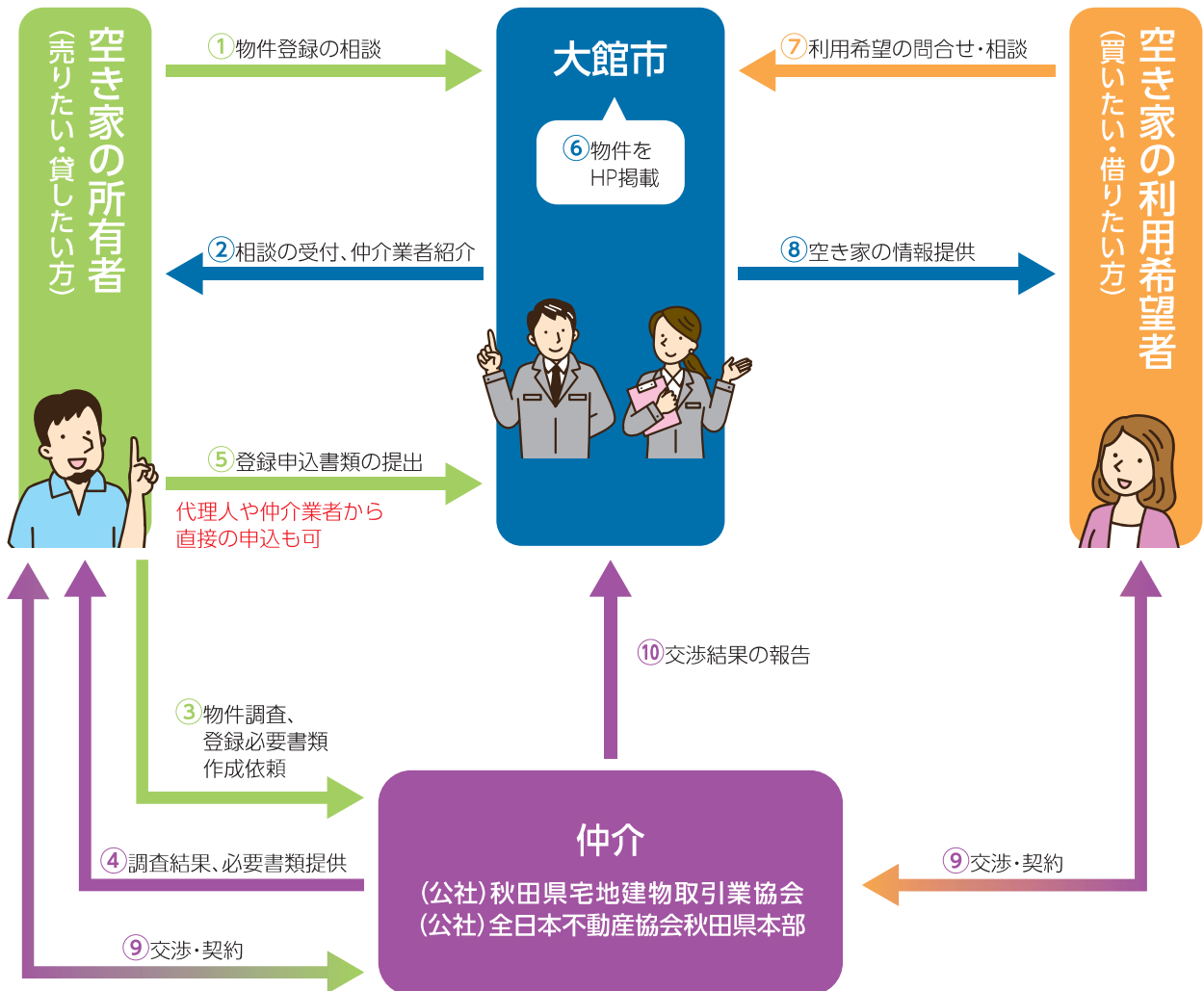
住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

大館市は市内の不動産事業者等と協力し、空き家バンク制度を運用しています。空き家の賃貸や売買を希望する所有者からの申請を受け、市内だけでなく全国の空き家利用希望者へ物件情報を紹介する制度です。制度の詳細については、大館市のホームページをご覧ください。お問い合わせ先までお尋ねください。

空き家バンク制度紹介ページ <https://www.odate.lg.jp/kurashi/sumai/akiya>
 空き家バンクに関する問合せ先 大館市役所 交流推進課 TEL:0186-43-7149



大館市空き家バンク制度フロー図





空き家のご相談なら

空き家に困ったら

弊社がお手伝いいたします。



秋田ホームへ

このような方はぜひご相談ください。

- ① ご実家が空き家になってしまった
- ② 長年、空き家を放置している
- ③ 空き家の有効活用を考えている
- ④ 空き家の売却を考えている

相談
無料



売却

維持するのが大変
なので売却したい



買取

買い取りしてほしい



建替

新しく建て替えたい



リノベ

快適に住みやすく
きれいにしたい



活用

空き家を活用して
何かをはじめたい



—住まいづくりは人間づくり—

秋田ホーム

☎0186-49-0631

建設営業許可：秋田県知事(般-4)第6340号

宅建取引許可：秋田県知事(12)第882号

〒017-0042 秋田県大館市字観音堂655-10

営業時間 9:00~18:00 土日祝日営業中(水・木定休日)

